

【 南アルプス市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要】

- ① 地域密着型サービス事業者の一般原則として、利用者の人権擁護、虐待の防止のための体制整備や研修の実施に関する規定と介護保険関連情報その他の情報収集を行い適切なサービス提供を行う規定を追加する。

・第3条

- ② 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務付ける。

※経過措置期間3年

・第40条の2（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、第59条（夜間対応型訪問介護）、第59条の20（地域密着型デイサービス）、第59条の38（療養通所介護）、第80条（認知症対応型デイサービス）、第108条（小規模多機能居宅介護）、第128条（認知症対応型グループホーム）、第149条（地域密着型特定施設入居者生活介護）、第177条（地域密着型特別養護老人ホーム）、第189条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）、第202条（看護小規模多機能型居宅介護）

- ③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律における事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。

・第32条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、第56条（夜間対応型訪問介護）、第59条の13（地域密着型デイサービス）、第59条の38（療養通所介護）、第80条（認知症対応型デイサービス）、第108条（小規模多機能居宅介護）、第123条（認知症対応型グループホーム）、第146条（地域密着型特定施設入居者生活介護）、第169条（地域密着型特別養護老人ホーム）、第187条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）、第202条（看護小規模多機能型居宅介護）

- ④ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓

練の実施を義務付ける。

※経過措置期間 3 年

- ・第 32 条の 2（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、第 59 条（夜間対応型訪問介護）、第 59 条の 38（療養通所介護）、第 80 条（認知症対応型デイサービス）、第 108 条（小規模多機能居宅介護）、第 128 条（認知症対応型グループホーム）、第 149 条（地域密着型特定施設入居者生活介護）、第 177 条（地域密着型特別養護老人ホーム）、第 189 条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）、第 202 条（看護小規模多機能型居宅介護）

⑤ 感染症対策の強化（施設系サービス）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、現行の委員会の開催（新たに TV 電話等の活用を認める）、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施を義務付ける。

※経過措置期間 3 年

- ・第 171 条（地域密着型特別養護老人ホーム）、第 189 条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）

⑥ 感染症対策の強化（施設系以外サービス）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催（TV 電話の活用が可能）、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付ける。

※経過措置期間 3 年

- ・第 33 条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、第 59 条（夜間対応型訪問介護）、第 59 条の 16（地域密着型デイサービス）、第 59 条の 38（療養通所介護）、第 80 条（認知症対応型デイサービス）、第 108 条（小規模多機能居宅介護）、第 128 条（認知症対応型グループホーム）、第 149 条（地域密着型特定施設入居者生活介護）、第 202 条（看護小規模多機能型居宅介護）

⑦ 運営規定の掲示の見直し

利用者の利便性向上と事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能なファイル等で備え置くことを可能とする。

- ・第 34 条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、第 59 条（夜間対応型訪問介護）、第 59 条の 20（地域密着型デイサービス）、第 59 条の 38（療養通所介護）、第 80 条（認知症対応型デイサービス）、第 108 条（小規模多機能居宅介護）、第 128 条（認知症対応型グループホーム）、第 149 条（地域密着型特定施設入居者生活介護）、第 177 条（地域密着型特別養護老人ホーム）、

第 189 条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）、第 202 条（看護小規模多機能型居宅介護）

⑧ 夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・人材等を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、併設施設等の職員が兼務することや、複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」することなどを可能とする。

・第 47 条

⑨ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

夜間対応型訪問介護事業所が同一の建物に居住する利用者にサービスの提供を行う場合には、当該建物に居住しない利用者にもサービスの提供に努めることとする。

・第 57 条

⑩ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、認知症の人の尊厳の保障の観点から、医療・福祉関係の無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させることを義務付ける。

※経過措置期間 3 年

・第 59 条の 13（地域密着型デイサービス）、第 59 条の 38（療養通所介護）、第 80 条（認知症対応型デイサービス）、第 108 条（小規模多機能居宅介護）、第 123 条（認知症対応型グループホーム）、第 146 条（地域密着型特定施設入居者生活介護）、第 169 条（地域密着型特別養護老人ホーム）第 187 条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）、第 202 条（看護小規模多機能型居宅介護）

⑪ 認知症対応型デイサービスの管理者の配置基準の緩和

人材の有効活用の観点から、管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の本体施設・事業所との兼務を可能とする。

・第 66 条

⑫ 運営規定に「虐待防止のための措置に関する事項」を追加

・第 31 条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、第 55 条（夜間対応型訪問介護）、第 59 条の 12（地域密着型デイサービス）、第 59 条の 34（療養通所

介護)、第 73 条 (認知症対応型デイサービス)、第 100 条 (小規模多機能居宅介護)、第 122 条 (認知症対応型グループホーム)、第 145 条 (地域密着型特定施設入居者生活介護)、第 168 条 (地域密着型特別養護老人ホーム)、第 186 条 (ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム)、第 202 条 (看護小規模多機能型居宅介護)

⑬ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し及び計画作成担当者の配置基準の緩和

1 ユニットに夜勤 1 人以上の配置となっている職員体制について、3 ユニットの場合に各ユニットが同一の階に隣接して利用者の対応が速やかに行うことができる構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に 2 人に緩和する。また、介護支援専門員である計画担当者の配置について、ユニットごとに 1 名以上の配置から、事業所ごとに 1 名以上の配置に緩和する。

・第 110 条

⑭ 認知症対応型グループホームの管理者の配置地基準の緩和

人材の有効活用の観点から、管理上支障がない場合は、本体施設・事業所との兼務を可能とする。

・第 111 条

⑮ 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

経営の安定性の観点から、ユニット数について「原則 1 又は 2、地域の実情に応じて事業所の効率的運用に必要と認められる場合は 3」を「1 以上 3 以下」とする。

・第 113 条

⑯ 外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議により「第三者による評価」が行われているが、業務の効率化の観点から、自己評価を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正中立な立場の第三者が出席する運営推進会議に報告し評価を受けたうえで公表する制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価のいずれかから、「第三者による外部評価」を受けることとする。

・第 117 条

⑰ 地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準の見直し

人員確保や職員定着の観点から、他の社会福祉施設等との連携により入所者の処遇に支障がない場合には、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする。また、サテライト型居住施設においては、本体施設の生活相談員により入居者の処遇に支障がない場合には、生活相談員を置かないことを可能とする。

・第 151 条

⑱ 栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。

・第 163 条の 2（地域密着型特別養護老人ホーム）、第 189 条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）

⑲ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。

※経過措置期間 3 年

・第 163 条の 3（地域密着型特別養護老人ホーム）、第 189 条（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム）

⑳ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

(1) 人員確保や職員定着の観点から、1 ユニットの定員を現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とする。

(2) 感染症やプライバシーに配慮し、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。

・第 180 条

㉑ 記録の保存に係る見直し

事業者の業務負担の軽減とローカルルールの解消を図る観点から、記録の保存・交付について電磁的な対応を認める。

・第 204 条（地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者）